

令和5年4月より施行スタート!

老齢年金の「特例的な繰下げみなし増額制度」

社会保険労務士 CFP® 望月厚子

本特別企画では、令和5年4月1日より施行が始まった「特例的な繰下げみなし増額制度」について、改正の背景や具体的な制度内容を解説します。

1 制度が改正された背景・理由

以上前の年金については時効消滅によって受給できなくなるケースが出てしまいます。これでは、安心して70歳以降の繰下げ受給を選択することができません。

そこで、令和5年4月1日に「特例的な繰下げみなし増額制度」が導入され、年金請求の5年前に繰下げ請求（繰下げの申出）があったものとして年金額が計算されることになりました。今回はこの制度を解説します。

令 和4年4月に繰下げ受給の上限年齢が従来の70歳から75歳に引き上げられました。この改正に伴い、老齢年金の受給開始年齢は、60歳から75歳の間でライフプランに合わせ自由に変更することができるようになりました。

ただし、繰下げ受給が75歳まで可能となったことで、70歳以降に繰下げ受給を選択せず65歳に遡って請求をした場合、5年

繰下げ受給の増額率は「一生変わらない」

繰下げ受給とは、老齢基礎年金や老齢厚生年金を65歳で受け取らず、66歳以降75歳（注）までの間で繰り下げて増額した年金を受け取るという制度です。繰下げ受給は、繰り下げた期間に応じて年金額が増額され、その増額率は一生変わりません。

●繰下げ増額率の計算式

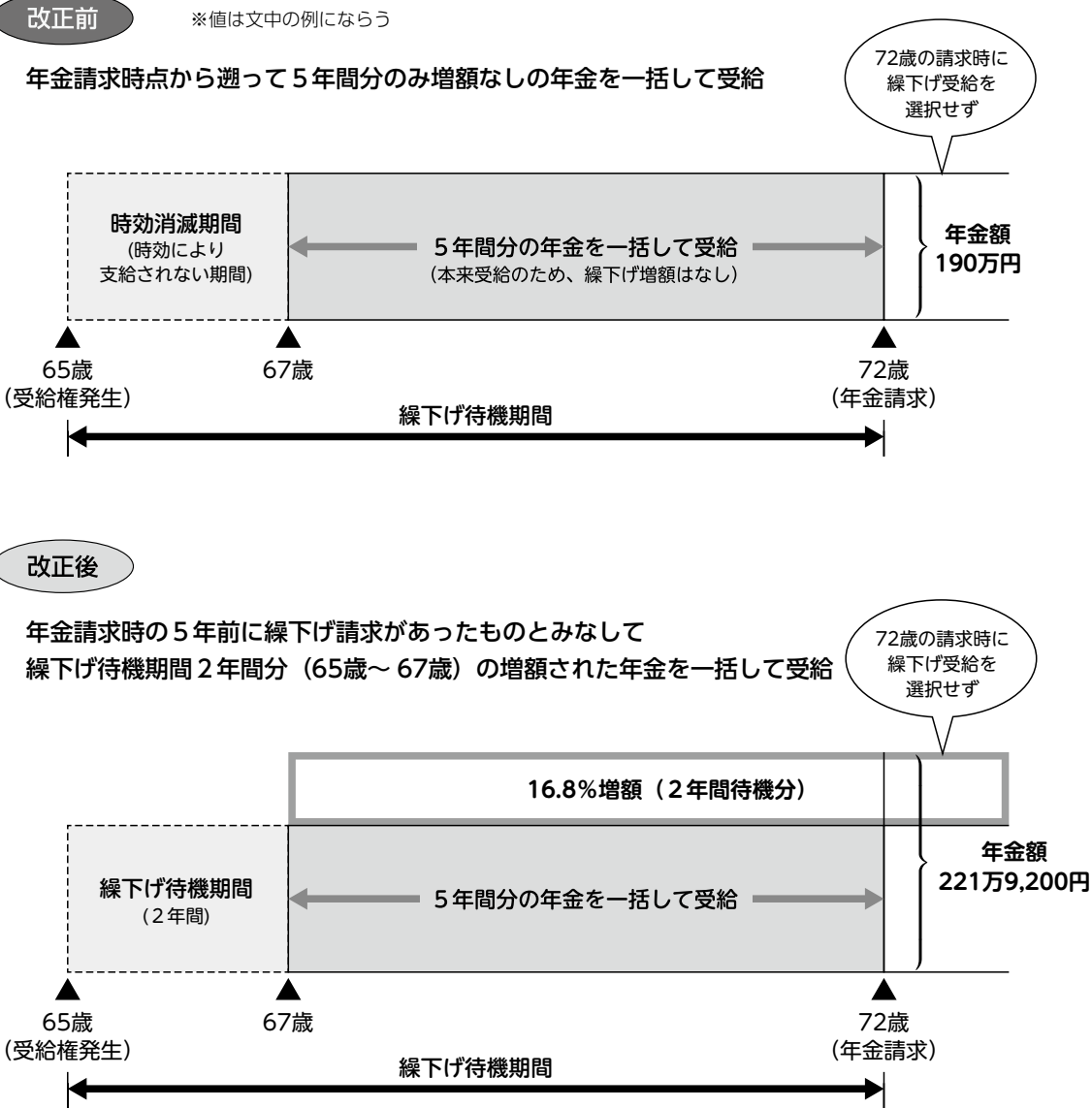
増額率 $= 0.7\% \times 65$ 歳になつた月から繰下げ申出月の前月までの月数

繰下げ受給は、ひと月繰下げることにより年金額が0.7%増額されます。1年（12ヵ月）遅らせると8.4%、5年（60ヵ月）遅らせると42%、10年（120ヵ月）遅らせると84%の増額となります。

繰下げ受給せず65歳から本来額を一括受取りも可能

繰下げ受給を希望し、65歳時点では老齢年金の請求を行わなかった場合であっても、実際の年金の請求時に繰下げ受給を選択せず、65歳からの本来の年金額を遡って請求することも可能です。この場合、65歳から請求した時点までの、「増額なしの年金」を一括で受け取ることが

図表●72歳まで繰下げ待機をしていた人が、65歳から本来受給を選択した場合



できます。

ところが、年金を受ける権利は、権利が発生してから5年を経過したときは、時効によって消滅します。

改正前の令和5年3月31日までは、70歳以降に繰下げ受給を選択せずに65歳から本来の額を遡って受け取る場合、繰下げ増額のない本来額の年金が支給され、手続き時点から5年超前の期間分の年金は時効により受け取ることができませんでした（図表内、改正前）。

例えば72歳の方が本来の受給額が年額190万円とした場合、時効がなければ「190万円×7年間分＝1330万円」を72歳で受け取ることができ、時効があるため2年間分の380万円を受け取ることができず、一括で受け取ることができる年金は950万円になります。

改正後の令和5年4月1日以降は、「特例的な繰下げみなし